

大蔵委員会議録第九号

昭和五十五年三月四日(火曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君

理事 高鳥 修君

理事 佐藤 観樹君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

理事 麻生 太郎君

理事 熊川 次男君

理事 玉生 孝久君

理事 林 義郎君

理事 坊 秀男君

山口シヅエ君

山中 貞則君

伊藤 茂君

沢田 広君

山田 芳治君

古川 雅司君

多田 光雄君

玉置 一弥君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席府政委員

大蔵政務次官 小泉純一郎君

大蔵大臣官房審議官 垂水 公正君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省関税局長 米山 武政君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第九号

昭和五十五年三月四日

辞任

川口 大助君

沢田 広君

古川 雅司君

宮地 正介君

多田 光雄君

渡辺 貢君

玉置 一弥君

同日

辞任

野坂 浩賢君

八木 昇君

岡本 富夫君

坂井 弘一君

安藤 巖君

中川利三郎君

大内 啓伍君

同日

補欠選任

沢田 広君

川口 大助君

宮地 正介君

古川 雅司君

渡辺 貢君

多田 光雄君

玉置 一弥君

二月二十一日

一般消費税の新設反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第八二五号)

同(後藤茂君紹介)(第八二七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第八二七号)

同(安田修三君紹介)(第八二八号)

同(山田睦目君紹介)(第八二九号)

同(山村新治郎君紹介)(第八四五号)

同(一件)(池田克也君紹介)(第八七二号)

同(鯨岡兵輔君紹介)(第八七三三三)

同(一件)(柴田弘君紹介)(第八七四四号)

同(一件)(瀬野栄次郎君紹介)(第八七五五号)

同(一件)(木原実君紹介)(第八七五五号)

同(草野威君紹介)(第九四五五号)

補欠選任

八木 昇君

野坂 浩賢君

坂井 弘一君

岡本 富夫君

中川利三郎君

安藤 巖君

大内 啓伍君

同日

補欠選任

沢田 広君

川口 大助君

宮地 正介君

古川 雅司君

渡辺 貢君

多田 光雄君

玉置 一弥君

同(河野正君紹介)(第九三三八号)

同(葉野威君紹介)(第九三九号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第九四〇号)

同(一件)(八木昇君紹介)(第九四一三)

同(矢野純也君紹介)(第九四二二)

同(矢野純也君紹介)(第九四二二)

同(伊東正義君紹介)(第九四三三)

同(月二十五日)

蚕糸試験場等の筑波研究学園都市移転跡地利用に関する請願(金子みつ君紹介)(第一二七七号)

蚕糸試験場建物の一部保存に関する請願(金子みつ君紹介)(第一二七八号)

一般消費税の新設反対に関する請願(草野威君紹介)(第一二七九号)

同(柴田弘君紹介)(第一二八〇号)

一般消費税の導入反対及び不公平税制の改善に関する請願(永末英一君紹介)(第一二八一三)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第一二八二四号)

同(小澤新次君紹介)(第一二八五五号)

同(柴田弘君紹介)(第一二八六六号)

同(土井たか子君紹介)(第一二八七七号)

同(一件)(山花貞夫君紹介)(第一二八八八号)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九号)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九号)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九号)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九号)

みつ君紹介(第一二八二二号)

同(河上民雄君紹介)(第一二八三三三)

同(木内良明君紹介)(第一二八四四四)

同(小澤新次君紹介)(第一二八五五五)

同(柴田弘君紹介)(第一二八六六六)

同(土井たか子君紹介)(第一二八七七七)

同(一件)(山花貞夫君紹介)(第一二八八八八)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

同(渡部一郎君紹介)(第一二八九九九)

に沿って配意してまいりたいと存じます。

○増岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 所得税法の一部を改正する法律案
及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両
案を一括して議題といたします。

これより両案について政府より提案理由の説明
を求めます。竹下大蔵大臣。

所得税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下大蔵大臣 ただいま議題となりました所得
税法の一部を改正する法律案につきまして、提案
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、税負担の公平確保の見地から、利子配
当所得等について総合課税へ移行するための所要
の措置を講ずるとともに、現下の財政事情、所得
税負担の実情等にかんがみ、高額な収入部分に適
用される給与所得控除の控除率を引き下げるほ
か、所要の改正を行うこととし、ここにこの法律
案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申
し上げます。

まず第一に、利子配当所得等につきましては、
昭和五十九年から総合課税へ移行することとし、
そのための措置として少額貯蓄等利用者カード制
度を設けることとしたしております。

非課税制度の公正な運営と利子所得、配当所得等
の適正な課税の確保等に資するため、少額貯蓄等
利用者カードによる少額預金の利子所得等の非課
税限度額の確認制度を設ける等の措置を講じて
おります。少額貯蓄等利用者カードは、郵便貯
金、少額預金の利子所得等の非課税制度を利用し
ようとする者の申請に基づいて交付することとい
たしておりますが、このカードは、これらの非課
税制度のほか、総合課税の対象となる利子配当等
の受領者の本人確認の証票としても利用できるこ
とをいたしております。

なお、少額貯蓄等利用者カード制度については、
国民の理解と慣熟を得る必要があること、また、
国税当局、金融機関等の対応体制を整えるための
準備期間を要すること等にかんがみ、本法律案に
おいて所要の措置を講ずることとしたしております。

第二に、給与所得控除について、給与収入一千
万円超の部分に適用される控除率を現行の一〇％
から五％に引き下げることにするほか、所要の改
正を行うこととしたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案
につきまして、申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢と現下の厳
しい財政事情に顧み、今次の税制改正の一環とし
て、税負担の公平確保の見地から企業関係租税特
別措置等につきまして大幅な整理合理化を行うほ
か、土地税制について、主として大都市における
住宅地の供給等の実情に顧み、その基本的枠組み
を維持しつつ所要の改正を行うこととし、ここに
この法律案を提出した次第であります。

すなわち、第一に、企業関係の租税特別措置に
つきましては、適用期限にかかわらず全面的な見
直しを行うこととし、まず政策目的の意義の薄れ
たものや政策効果の期待できなくなったもの等を
重点として、十項目を廃止することとしたしてお
ります。

また、存続する項目につきましては、中小企業
対策、農林漁業対策、資源エネルギー対策及び科

学技術の振興等に配慮しつつ一律に縮減すること
を基本とし、技術等海外取引に係る所得の特別控
除制度については収入金額に係る控除率及び所得
金額に係る控除限度額を二割引き下げ、特定設備
等の特別償却制度については償却割合を二割から
五割引き下げるとともに、特別償却不足額の繰越
制度については繰越期間を三年から一年に短縮す
るほか、証券取引責任準備金等については積立率
を五割引き下げると、所得控除制度、特別償却
制度及び準備金制度の大半にわたりその大幅な縮
減合理化を行うこととしたしております。

さらに、登録免許税の税率軽減措置等について、
企業関係の租税特別措置の場合と同様大幅な縮減
合理化を行うこととしたしております。

第二に、土地、住宅対策に資するための措置で
あります。

まず、短期譲渡所得の課税の特例について、そ
の適用期限の定めを廃止することとしたしており
ます。次に、長期譲渡所得の課税の特例について、
円滑な宅地の供給と土地の有効利用を推進する等
のため、昭和五十五年一月一日から、譲渡益のう
ち現行二千円まで二〇％となっている比例税率
部分を四千万円まで引き上げるとともに、四千万
円を超え八千万円までの部分について新たに二分
の一総合課税を導入することとし、八千万円を超
える部分については現行の四分の三総合課税方式
を維持することとした上、その適用期限の定めを
廃止することとしたしております。

また、優良宅地等のための長期譲渡所得の課税
の特例について、一団の住宅建設用の土地の譲渡
に係る現行五十戸以上の戸数要件を二十五戸以上
とするなど、実情に即しその適用対象の要件を緩
和するほか、既成市街地等内に中高層耐火共同住
宅を建設するための買いかえ等の場合の譲渡の課
税の特例を創設する等の措置を講ずることとした
しております。

さらに、住宅取得控除について、良質な住宅へ
の住みかえによる居住水準の向上に資するため
に、その適用対象に一定の既存住宅を取得した場

合を加える等、所要の措置を講ずることとしたし
ております。

第三に、少額公債の利子の非課税制度、試験研
究費の額が増加した場合の特別税額控除期限の到
来する特別措置について、実情に応じ適用期限を
延長する等の所要の改正を行うこととしたしており
ます。

以上、所得税法の一部を改正する法律案及び租
税特別措置法の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案の理由と内容の大要を申し上げまし
た。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま
すようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて両案の提案理由の説明は
終わりました。

○増岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となっております両案
について、参考人の出席を求め、その意見を聴取
することとし、その日時及び人選につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第三章 課税所得の範囲(第七条―第十

一条)」を「第三章 課税所得の範囲及び少額貯蓄
第一条」を「第二章 課税所得の範囲(第七条―第

二節 少額貯蓄等利用者カードの

等利用者カードの交付
十一條)に改める。
第二條第一項第十五号の次に次の一号を加える。
第十五の二 少額貯蓄等利用者カード 第十一條
の三第一項(少額貯蓄等利用者カードの交付
等)に規定する証票をいう。

第一編第三章の章名を次のように改める。
第三章 課税所得の範囲及び少額貯蓄等利
用者カードの交付
第一編第三章中第七條の前に次の節名を付す
る。

第一節 課税所得の範囲
第九條第一項第一号中「郵便貯金法(昭和二十
二年法律第四十四号)第十條第一項(貯金総額
の制限)の郵便貯金又は」を削り、同條の次に次
の一條を加える。

(郵便貯金の利子所得の非課税)
第九條の二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百
四十四号)第十條第一項(貯金総額の制限)の
郵便貯金(前條第一項第二号に該当するものを
除く。以下この條において「郵便貯金」という)
の利子については、所得税を課さない。

2 郵便貯金の預入をする者は、政令で定めると
ころにより、その預入をする際、その郵便貯金
の受入れの取扱をする郵便局(簡易郵便局を
含む。)に、その者の少額貯蓄等利用者カードを
提示して氏名又は名称及び少額貯蓄等利用者
カードの交付番号を告知し、その郵便貯金に係
る通帳又は貯金証書に当該交付番号の記載を受
けなければならない。

3 郵便貯金のうち、その郵便貯金に係る通帳又
は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番
号の記載を受けていないものその他政令で定め
るものの利子については、第一項の規定は、適
用しない。

4 郵便貯金の受入れをする者は、郵便貯金のう
ちその郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額
貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けて
いないものについて、その利子の支払をした場

合には、政令で定めるところにより、当該利子
の額その他必要な事項を税務署長に通知しなけ
ればならない。

第十條第一項中「前條第一項第一号又は第二号」
を「第九條第一項第一号若しくは第二号(非課税
所得)又は前條第一項に改め、「受けようとする
旨」の下に「及びその者の少額貯蓄等利用者カー
ドの交付番号」を加え、「を経由して提出した第三
項に規定する非課税貯蓄申告書」を「の長の第三
項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者
カード」に、「第四項の申告書の提出があつた場合
には、その提出の日以後においては、」を「第四項
の規定による変更後の最高限度額の確認を受けた
場合には、その確認を受けた日以後においては、
その」に、「こえない」を「超えない」に改め、同
條第二項を次のように改める。

2 個人は、少額貯蓄等利用者カードに記載した
次項各号に掲げる事項につき同項の規定による
確認を受けた金融機関の営業所等に対してのみ
非課税貯蓄申込書を提出することができ、その
とし、その提出に当たっては、当該金融機関の
営業所等の長にその者の少額貯蓄等利用者カー
ドを提示しなければならないものとする。
第十條第三項中「次に掲げる事項を記載した申
告書(以下この條において「非課税貯蓄申告書」
という)を、」を「最初に、「しようとする」を
「する日までに、次に掲げる事項を記載した少額
貯蓄等利用者カードをその預入等をする」に、「を
經由し、最初にその預入等をする日までに、その
個人の住所地の所轄税務署長に提出した」を「の
長に提示して、その記載した事項につき当該金融
機関の営業所等の長の確認を受けた」に改め、同
項第一号中「及び所在地」を削り、同項第四号を
削り、同條第四項から第七項までを次のように改
める。

4 前項の規定による金融機関の営業所等の長の
確認を受けた個人が、その確認を受けた同項第
三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定に
よる変更後の最高限度額の確認を受けている場
合には、その変更後の最高限度額)を変更しよ
うとする場合には、その個人は、変更後の最高
限度額を記載した少額貯蓄等利用者カードをそ
の金融機関の営業所等の長に提示して、その確
認を受けるものとする。

5 金融機関の営業所等の長は、少額貯蓄等利用
者カードに記載された事項につき前二項の規定
による確認をした場合には、その少額貯蓄等利
用者カードの交付番号及びその確認をした事項
その他の大蔵省令で定める事項を記載した書
類を、その確認をした日の属する月の翌月末日
までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄
税務署長に提出しなければならない。この場合
において、当該書類が当該税務署長に提出され
なかつたとき(当該書類が提出されなかつたこ
とにつき、当該税務署長においてやむを得ない
事情があると認める場合を除く)は、第一項の
規定の適用については、前二項の規定による確
認は、なかつたものとみなす。

6 少額貯蓄等利用者カードの提示を受けて第三
項又は第四項の規定による確認を求められた金
融機関の営業所等の長は、次に掲げる場合には、
これらの規定による確認をすることができな
い。

一 既に少額貯蓄等利用者カードに記載された
第三項各号に掲げる事項につき同項の規定に
よる確認をした個人から重ねて同項の規定に
よる確認を求められた場合(政令で定める場
合を除く)。

二 既に少額貯蓄等利用者カードに記載されて
いる第三項の規定による確認を受けた同項第
三号に掲げる最高限度額(既に第四項の規定
による変更後の最高限度額の確認を受けてい
る場合には、その変更後の最高限度額)と新
たに第三項又は第四項の規定による確認を求
められた第三項第三号に掲げる最高限度額
(第四項の規定による確認にあつては、変更
後の最高限度額)との合計額が三百万円を超
えることとなるものについてこれらの規定に

による確認を求められた場合

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第
一項の元本及び額面金額等の計算の方法、非課
税貯蓄申込書の提出、第三項及び第四項の規定
による確認に関する事項並びに第一項の規定の
適用を受けることをやめようとする場合の手續
その他これらの規定の適用に関し必要な事項
は、政令で定める。

第一編第三章に次の一節を加える。
第二節 少額貯蓄等利用者カードの交付
(趣旨等)

第十一條の二 国は、郵便貯金及び少額預金の利
子所得等の非課税の制度の公正な運営と利子所
得、配当所得等の適正な課税の確保等に資する
ため、第九條の二第一項(郵便貯金の利子所得
の非課税)に規定する郵便貯金の預入をしよう
とする者又は第十條第一項(少額預金の利子所
得等の非課税)の規定の適用を受けようとする
者の申請に基づき、これらの者がこれらの規定
の適用を受けるために必要な証票として、少額
貯蓄等利用者カードを交付するものとする。

2 少額貯蓄等利用者カード及びその記載事項に
ついては、少額貯蓄等利用者カードの交付を受
けた者が自己のために用いる場合を除き、国税
に関する事務に使用する以外の目的にこれを用
いてはならない。

(少額貯蓄等利用者カードの交付等)

第十一條の三 第九條の二第一項(郵便貯金の利
子所得の非課税)に規定する郵便貯金の預入を
しようとする者又は第十條第一項(少額預金の
利子所得等の非課税)に規定する預貯金、合同
運用信託若しくは有価証券の預入、信託若しく
は購入をしようとする者は、国に對し、これら
の規定の適用を受けるために必要な証票とし
て、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めるこ
とができる。

2 少額貯蓄等利用者カードの交付を受けようと
する者は、政令で定めるところにより、その交
付を受けようとする旨その他必要な事項を記載

した交付申請書に住民票の写しその他の大蔵省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に對し、政令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び交付番号その他必要な事項を記載した少額貯蓄等利用者カードを、遅滞なく交付しなければならない。

4 少額貯蓄等利用者カードの様式は、大蔵省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、少額貯蓄等利用者カードの再交付を受けようとする場合及び第三項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他第二項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「第二百二十四条（無記名公社債の利子等の受領者の告知）及びこれに係る」を「第二百二十四条第二項及び第三項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）並びにこれに係る」に改める。

第二十八條第三項第一号中「十分の四」を「十分の三」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の二」に改め、同項第三号中「十分の二」を「十分の一」に改め、同項第四号中「六百万円を超える」を「六百万円を超え千万円以下である」に、「十分の一」を「十分の一」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合、二百五十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

第二百二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八條第一項（給与所得）に規定する給与等第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第百二十条第三項第三号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するとき

は、同条第一項各号に掲げる事項のうち大蔵省令で定めるものについては、大蔵省令で定める記載によることができる。

第二百四條第一項第四号中「集金人」の下に「電力量計の検針人」を加える。

第二百五條第二号中「若しくは集金人」を「集金人若しくは電力量計の検針人」に改める。

第二百二十四條の見出しを「利子、配当、償還金等の受領者の告知」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「大蔵省令」を「政令」に改め、「この場合において」の下に「当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならない」としを加え、「確認しなければならない」を「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならない」とするに改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国内において第二十三條第一項（利子所得）又は第二十四條第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては大蔵省令で定める場所とし、少額貯蓄等利用者カードを提示する者にあつてはその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号とする。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならない。

ものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

第二百二十四條に次の二項を加える。

4 国内において割引債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）によりその償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入の対価。以下この項において同じ。）の支払を受ける者は、政令で定めるところにより、その償還金の受領に關する告知書を、その償還を受ける際、その償還金の支払の取扱者（買入消却が行われる場合にあつては、その割引債の発行者）に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

5 前項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるところにより、同項に規定する買入消却とは、買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

第二百二十四條の次に次の一条を加える。

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）

第二百二十四條の二 国内において、譲渡性預金（譲渡禁止の特約のない預貯金で政令で定めるものをいう。）の譲渡をし又は譲受けをした者は、大蔵省令で定めるところにより、その譲渡又は譲受けに關する告知書を、その譲渡又は譲受けをした日の属する月の翌月末までに当該譲渡性預金を受け入れている金融機関の営業所又は事務所提出しなければならない。この場合において、当該金融機関の営業所又は事務所は、大蔵省令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならない。

当所得等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の受入れをする者は、同条に規定する譲渡又は譲受けに關する告知書を受領した場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該譲渡性預金の譲渡又は譲受けに關する調書を、当該告知書を受領した日の属する月の翌月末までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百四十二條各号列記以外の部分中「第三号」を「第四号」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第五号から同条第八号までを一號ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二百二十四條第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知）」を「第二百二十四條第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）」に規定する告知をする者の少額貯蓄等利用者カード又は同項に規定する書類（以下この号において「少額貯蓄等利用者カード等」という。）以外の少額貯蓄等利用者カード等を提示し、又は提出して不正に同項の規定による告知をした者、同条第二項又は第四項に、「同項」を「これらの規定」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「支払をした者」の下に「並びに第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所提出した者」を加え、同条を同条第五号とする。

第二百四十二條第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 所得税を免れる目的で、郵便貯金の預入をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第九條の二第二項（郵便貯金の利子所得の非課税）の規定による告知をする者又は少額預金の預入等をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第十條第三項若しくは第四項（少額預金の利子所得等の非課税）の規定による確認を受け

た者

第二百四十三條中「関する事務」の下に「又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務」を加え、「その事務」を「これらの事務」に改める。

附則第二十五條第三項を削る。

別表第四(一)から(三)までを除く。を次のように改める。

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640	
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920	
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210	
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500	
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790	
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080	
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360	
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650	
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940	
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230	
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520	
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800	
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110	
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440	
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780	
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110	
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450	
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790	
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120	
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460	
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790	
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130	
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470	
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800	
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140	153,400円
										153,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち450,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470	
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810	
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150	
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480	
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820	
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150	
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490	
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830	
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190	
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570	
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950	
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340	
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720	
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110	
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490	
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870	
500,000円		53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070	183,400円
										183,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額
500,000円を超え590,000円に満たない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								

(1)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
590,000円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000円を超え 680,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670	
770,000円を超え 830,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 138,900	円 133,670	円 128,600	円 123,520	円 118,700	円 114,350	円 110,130	円 106,270	
830,000円を超え 860,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		円 148,800	円 143,570	円 138,500	円 133,420	円 128,600	円 124,250	円 120,030	円 116,170	
860,000円を超え 1,040,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額								
1,040,000円		円 215,400	円 210,170	円 205,100	円 200,020	円 195,200	円 190,850	円 186,630	円 182,770	
1,040,000円を超え 1,210,000円に満た ない金額		1,040,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,040,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
1,210,000円		円 283,400	円 278,170	円 273,100	円 268,020	円 263,200	円 258,850	円 254,630	円 250,770	
1,210,000円を超え 1,480,000円に満た ない金額		1,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,210,000円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額								
1,480,000円		円 402,200	円 396,970	円 391,900	円 386,820	円 382,000	円 377,650	円 373,430	円 369,570	
1,480,000円を超え 1,920,000円に満た ない金額		1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,480,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額								

(内)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,920,000円		円 613,400	円 608,170	円 603,100	円 598,020	円 593,200	円 588,850	円 584,630	円 580,770	
1,920,000円を超え 2,790,000円に満た ない金額		1,920,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,920,000円を超える金額の53%に相当する金額を加算した金額								
2,790,000円		円 1,074,500	円 1,069,270	円 1,064,200	円 1,059,120	円 1,054,300	円 1,049,950	円 1,045,730	円 1,041,870	
2,790,000円を超え 3,670,000円に満た ない金額		2,790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,790,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額								
3,670,000円		円 1,576,100	円 1,570,870	円 1,565,800	円 1,560,720	円 1,555,900	円 1,551,550	円 1,547,330	円 1,543,470	
3,670,000円を超え る金額		3,670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,670,000円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,900円を控除した金額										従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 2,900円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額)が、その求める税額である。

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155		326
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420		600
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505	5,130円	689
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520	5,130円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち15,000 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算	701
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745

別表第五(一)及び(二)を除く。)を次のように改める。

44

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円
15,600	15,700	1,615	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575		757
15,700	15,800	1,630	1,460	1,290	1,130	985	840	715	585		768
15,800	15,900	1,645	1,475	1,310	1,145	1,000	855	725	595		779
15,900	16,000	1,665	1,495	1,325	1,155	1,010	865	740	610		790
16,000	16,100	1,680	1,510	1,340	1,170	1,025	880	750	620		801
16,100	16,200	1,695	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635		813
16,200	16,300	1,715	1,545	1,375	1,205	1,055	910	775	650		824
16,300	16,400	1,730	1,560	1,390	1,225	1,070	925	790	660		837
16,400	16,500	1,745	1,580	1,410	1,240	1,085	940	800	675		850
16,500	16,600	1,765	1,595	1,425	1,255	1,100	955	815	685		862
16,600	16,700	1,785	1,610	1,440	1,275	1,115	970	830	700		875
16,700円		1,795	1,620	1,450	1,280	1,120	975	835	705	6,150円	888
16,700円を超え 19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								6,150円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	888円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円 2,410	円 2,235	円 2,065	円 1,895	円 1,735	円 1,590	円 1,450	円 1,320		円 1,224
19,500円を超え 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,224円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円 3,160	円 2,985	円 2,815	円 2,645	円 2,485	円 2,340	円 2,200	円 2,070		円 1,644
22,500円を超え 25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,644円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円 3,970	円 3,795	円 3,625	円 3,455	円 3,295	円 3,150	円 3,010	円 2,880		円 2,184
25,500円を超え 27,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,184円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

(10)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
27,500円		円 4,590	円 4,415	円 4,245	円 4,075	円 3,915	円 3,770	円 3,630	円 3,500		
27,500円を超え 28,500円に満たない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
28,500円		円 4,920	円 4,745	円 4,575	円 4,405	円 4,245	円 4,100	円 3,960	円 3,830	円 2,814	
28,500円を超え 34,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額									2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
34,500円		円 7,140	円 6,965	円 6,795	円 6,625	円 6,465	円 6,320	円 6,180	円 6,050	円 4,254	
34,500円を超え 40,500円に満たない金額		34,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									4,254円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
40,500円		円 9,540	円 9,365	円 9,195	円 9,025	円 8,865	円 8,720	円 8,580	円 8,450	円 5,874	
40,500円を超え 49,000円に満たない金額		40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額									5,874円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額
49,000円		円 13,280	円 13,105	円 12,935	円 12,765	円 12,605	円 12,460	円 12,320	円 12,190		
49,000円を超え 64,000円に満たない金額		49,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち49,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額									
64,000円		円 20,480	円 20,305	円 20,135	円 19,965	円 19,805	円 19,660	円 19,520	円 19,390		
64,000円を超え 93,000円に満たない金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の53%に相当する金額を加算した金額									

(ア)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
93,000円		円 35,850	円 35,675	円 35,505	円 35,335	円 35,175	円 35,030	円 34,890	円 34,760			
93,000円を超え 122,500円に満たない金額		93,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち93,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額										
122,500円		円 52,665	円 52,490	円 52,320	円 52,150	円 51,990	円 51,845	円 51,705	円 51,575			
122,500円を超える金額		122,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち122,500円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第六を次のように改める。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
146千円未満		173千円未満		196千円未満		219千円未満					
146	161	173	188	196	213	219	238				
161	179	188	206	213	232	238	258				
179	204	206	223	232	251	258	279				
204	252	223	278	251	304	279	330				
252	318	278	343	304	364	330	381	152	千円未満		
318	370	343	387	364	405	381	422				
370	409	387	425	405	443	422	462				
409	448	425	466	443	485	462	505				
448	493	466	514	485	536	505	558				
493	550	514	573	536	593	558	611	152		239	
550	599	573	618	593	637	611	655				
599	644	618	662	637	680	655	698				
644	685	662	704	680	723	698	742				
685	723	704	741	723	760	742	779				
723	768	741	787	760	807	779	827	239		311	
768	843	787	864	807	886	827	907				
843	943	864	964	886	985	907	1,006				
943	1,069	964	1,091	985	1,114	1,006	1,136	311		421	
1,069	1,214	1,091	1,235	1,114	1,257	1,136	1,278				
1,214	1,451	1,235	1,471	1,257	1,491	1,278	1,512	421		576	
1,451	1,684	1,471	1,706	1,491	1,727	1,512	1,748				
1,684	2,462	1,706	2,484	1,727	2,505	1,748	2,527	576		846	
2,462	3,269	2,484	3,292	2,505	3,314	2,527	3,336	846		1,119	
3,269	4,883	3,292	4,906	3,314	4,928	3,336	4,951	1,119		1,665	
4,883千円以上		4,906千円以上		4,928千円以上		4,951千円以上		1,665千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、

者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲												
	扶 養 親 族												
	0 人		1 人		2 人		3 人		人				
	前 月 の 社 会 保 険 料 控												
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満			
0 %	千円 49千円未満	千円 67千円未満	千円 93千円未満	千円 120千円未満	千円 132	千円 147	千円 189	千円 232	千円 293	千円 353	千円 392	千円 431	千円 475
2	49	52	67	72	93	103	120	132	147	189	232	293	353
4	52	56	72	80	103	114	132	147	189	232	293	353	392
6	56	60	80	141	114	172	147	189	232	293	353	392	431
8	60	65	141	203	172	218	189	232	293	353	392	431	475
10	65	231	203	246	218	268	232	293	353	392	431	475	527
12	231	282	246	305	268	329	293	353	392	431	475	527	579
14	282	342	305	360	329	376	353	392	431	475	527	579	626
16	342	381	360	398	376	414	392	431	475	527	579	626	666
18	381	427	398	442	414	458	431	475	527	579	626	666	704
20	427	469	442	486	458	504	475	527	579	626	666	704	748
22	469	514	486	536	504	557	527	579	626	666	704	748	783
24	514	567	536	589	557	607	579	626	666	704	748	783	822
26	567	613	589	631	607	648	626	666	704	748	783	822	861
28	613	649	631	667	648	686	666	704	748	783	822	861	899
30	649	691	667	709	686	728	704	748	783	822	861	899	937
32	691	764	709	783	728	803	748	783	822	861	899	937	975
35	764	859	783	880	803	901	822	861	899	937	975	1,013	1,051
38	859	981	880	1,003	901	1,025	899	937	975	1,013	1,051	1,089	1,127
41	981	1,128	1,003	1,150	1,025	1,171	1,047	1,131	1,193	1,255	1,317	1,379	1,441
44	1,128	1,370	1,150	1,390	1,171	1,410	1,193	1,431	1,515	1,599	1,683	1,767	1,851
47	1,370	1,600	1,390	1,621	1,410	1,642	1,431	1,663	1,807	1,951	2,095	2,239	2,383
50	1,600	2,376	1,621	2,397	1,642	2,419	1,663	2,441	2,727	3,003	3,279	3,555	3,831
55	2,376	3,181	2,397	3,203	2,419	3,225	2,441	3,247	3,751	4,455	5,159	5,863	6,567
60	3,181	4,793	3,203	4,816	3,225	4,838	3,247	4,861	5,675	6,899	8,123	9,347	10,571
65	4,793千円以上		4,816千円以上		4,838千円以上		4,861千円以上						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条第一項第十五号の次に一号を加える改正規定、第一編第三章の章名の改正規定、同章中第七条の前に節名を付する改正規定及び同章に一節を加える改正規定並びに附則第五条の規定 昭和五十五年十月一日

二 第九条第一項第一号の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、第十条、第十四条第一項及び第二十四条の改正規定、第二百四十二條の改正規定（「支払をした者」の下に「並びに第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）」に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所に提出した者」を加える部分を除く。）並びに第二百四十三條の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第八条の規定 昭和五十八年一月一日

三 附則等二十五条第三項を削る改正規定及び附則第七条第三項の規定 昭和五十六年一月一日

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）

第三条 新法第九条の二（郵便貯金の利子所得の非課税）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入する同条第一項に規定する郵便貯金について適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入された郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）

第十條第一項（貯金総額の制限）の郵便貯金については、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九條の第一項第一号（非課税所得）の規定は、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入される新法第九条の二第一項に規定する郵便貯金については、前項に定めるもののほか、その預入の際、同条第二項の規定による告知をし、同項に規定する交付番号の同項の規定による記載を受けることができる。

（少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第十条（少額預金の利子所得等の非課税）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入等とされた旧法第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券については、同条の規定は、昭和五十九年十二月三十一日までに限り、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入等とされる新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券（以下この条において「預貯金等」という。）については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の規定のほか、新法第十条の規定の適用を受けることができる。

4 前項の規定により新法第十条の規定の適用を受ける預貯金等の預入等をする者が、当該預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等を経由して第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を提出しているときは、その者は、当該非課税貯蓄申告書に記載さ

れた同項第三号に掲げる最高限度額（既に同条第四項の規定による申告書を提出している場合には、その変更後の最高限度額。以下この条において同じ。）を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けなければならない。この場合において、当該確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等とされて

いる預貯金等（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定による要件を満たす預入等とされたものとして同条の規定を適用するものとし、当該非課税貯蓄申告書は、同日においてその効力を失うものとする。

5 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入等とされた預貯金等で同日において第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすもの（以下次項までにおいて「旧預貯金等」という。）を有する者が、当該旧預貯金等につき支払を受ける利子又は収益の分配を当該旧預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等に預入等（政令で定めるものに限る。）をするときは、当該預入等をする預貯金等については、第一項の規定にかかわらず、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、同条第一項及び第七項の規定の例によることができる。

6 旧預貯金等（前項の規定によりその例による規定の適用を受ける預貯金等を含む。以下この項において同じ。）を有する者が、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、当該旧預貯金等を受け入れている金融機関の営業所等の長に、当該金融機関の営業所等を経由して提出している非課税貯蓄申告書に記載された同条第三項第三号に掲げる最高限度額を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第

三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等とされている旧預貯金等（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。）は、当該確認があつた日において新法第十条の規定による要件を満たす預入等とされたものとして同条の規定を適用する。この場合において、当該非課税貯蓄申告書は、同日においてその効力を失うものとする。

7 昭和五十八年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その者の少額貯蓄等利用者カードを提示して金融機関の営業所等の長の新法第十条第三号若しくは第四項の規定による確認を受けようとする者又は第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項若しくは第四項の規定による申告書を提出する者は、その確認を受けようとする新法第十条第三項第三号に掲げる最高限度額（同条第四項の規定による確認を受けている場合には、その変更後の最高限度額）又は当該申告書に記載した最高限度額と、その者が既に同条第三項若しくは第四項の規定による確認を受けている最高限度額又は既に提出した非課税貯蓄申告書に記載した最高限度額との合計額が三百万円を超えることとなるときは、同条第三項若しくは第四項の規定による確認を求め、又は第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項若しくは第四項の規定による申告書を提出することはできないものとする。

8 前五項に定めるところのほか、第二項によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の規定の適用を受ける預貯金等に係る新法第十条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（少額貯蓄等利用者カードの交付等に関する経過措置）

第五条 新法第十一条の三（少額貯蓄利用者カードの交付等）の規定は、昭和五十八年一月一日以後に同条第一項に規定する少額貯蓄利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付について適用する。

2 前項に定めるもののほか、昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同項の少額貯蓄利用者カードの交付に関する事項その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（還付等を受けるための申告に関する経過措置）

第六条 新法第二百二十四条第一項後段（還付等を受けるための申告）の規定は、昭和五十五年分以後の所得税に係る同項の規定による申告書について適用し、昭和五十四年分以前の所得税に係る当該申告書については、なお従前の例による。

（給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

2 新法第二百二十四条第一項第四号及び第二百五条

第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収等）の規定は、昭和五十五年五月一日以後に支払うべき同項第四号に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

3 居住者が昭和五十五年十二月三十一日以前に支払を受けるべき旧法附則第二十五条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過措置）に規定する年金については、なお従前の例による。

（利子、配当、償還金等の受領者の告知に関する経過措置）

第八条 新法第二百二十四条第一項（利子、配当、

償還金等の受領者の告知）の規定は、同項に規定する利子等又は配当等が昭和五十九年一月一日以後に支払の確定するものについて適用する。

2 新法第二百二十四条第二項及び第三項の規定は、昭和五十九年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する利子、配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けた当該利子、配当又は収益の分配については、旧法第二百二十四条（無記名公社債の利子等の受領者の告知）の規定の例による。

3 新法第二百二十四条第四項の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される同項に規定する割引債の償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価）について適用する。

（譲渡性預金の譲渡等の告知等に関する経過措置）

第九条 新法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等の告知）の規定は、昭和五十五年五月一日以後に行われる譲渡又は譲受けについて適用する。

2 新法第二百二十八条第二項（譲渡性預金の譲渡等に関する調査）の規定は、昭和五十五年五月一日以後に同項に規定する告知書を受領した場合について適用する。

理由

今次の税制改正の一環として、現下の財政事情、所得税負担の実情等にかんがみ、給与収入で一定金額を超える部分に適用される給与所得控除の控除率を引き下げるとともに、利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、少額貯蓄等利用者カードによる少額預金の利子所得等の非課税限度額の確認制度を設ける等のほか、所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の五」を「第二十八条の四」に、「第三十七条の四」を「第三十七条の五」に、「第三十七条の五」を「第三十七条の六」に、「第四十一条の十五」を「第四十一条の十六」に、「合併の場合の清算所得等」を「現物出資の場合」に、「第六十八条の二」を「第六十八条」に改め、「及び財産税法」を削り、「第九十四条」を「第九十五条」に改める。

第一節中「財産税」を削り、「及び印紙税」を「印紙税及び通行税」に改め、「財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）」を削り、「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に、「通行税法（昭和五十五年法律第四十三号）」を加える。

第三節第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるものについては、百分の三十」を削り、同条第二項中「昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるものについては、百分の三十」を削る。

第三節の二第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第三節の三第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第四節第一項中「この条」を「この項」に、「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「次の各号」を「次に」に改

め、同条に次の七項を加える。

3 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、昭和五十八年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行される国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項において「公債」という。）を同日までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨及びその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号その他の必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その公債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。
二 その公債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の公債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等の長の第五項において準用する所得税法第十條第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カードに記載された同項第三号に掲げる最高限度（第五項において準用する同条第四項の規定による変更後の最高限度額）の確認を受けた場合には、その確認を受けた日以後においては、その変更後の最高限度額）を超えないこと。

4 前項に規定する少額貯蓄等利用者カードとは、所得税法第十一条の三（第七項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けた

少額貯蓄等利用者カードをいう。

5 所得税法第十条第二項から第七項までの規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 所得税法第十一条の三の規定により少額貯蓄等利用者カードの交付を受けている者を除き、昭和五十八年一月一日以後に購入する第三項に規定する公債につき同項の規定の適用を受けようとする者は、国に対し、同項の規定の適用を受けるために必要な証券として、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めることができる。

7 所得税法第一編第三章第二節の規定は、前項の少額貯蓄等利用者カードの交付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前項において準用する所得税法第十一条の三の規定により交付を受けた少額貯蓄等利用者カードは、同条の規定により交付を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

9 第一項に規定する特別非課税貯蓄申告書の少額貯蓄等利用者カードへの移行に伴う措置及び昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事項については、所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則第四条及び第五条の規定の例に準じて政令で定める。

第四條の二第二項各号列記以外の部分中「以下の項」を「以下の条」に改め、同項第一号中「次項において準用する所得税法第十条第三項の」を「第三項に規定する」に、「同条第四項」を「第四項」に改め、同項第二号中「前号」を「第三項」に、「同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同項第三号及び第四号中「第一号」を「第三項」に、「同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 財産形成非課税貯蓄申告書は、次項に規定す

る財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

第四條の二第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税貯蓄申告書」という。）に、勤務先の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成貯蓄の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に他の金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額（次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

4 財産形成非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨

及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 前二項の場合において、財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 財産形成非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円（郵便貯金にあつては、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第十条第二項の規定により超えてはならないこととされている金額）を超えることとなる場合には、勤務先は、これを受理することができない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税貯蓄申込書及び財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第八條の二第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）を削り、同条第二項中「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）を削る。

日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）を削る。

第八條の三第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第八條の四第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）を削り、同条第二項中「（昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十）を削る。

第八條の五第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に、「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第二項中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第九條を削る。

第八條の六中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、第二章第一節の二中間条を第九條とする。

第十條第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同表の第二号から第四号までの規定中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第五号中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「又は著しく」を「若しくは著しく」に、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「十分の一」を「百分の八」に改め、同条第二項中「翌年以後二年間の各年に

おける」を「翌年分の」に改め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十二条を削る。

第十二条の二第一項中「前三条」を「前条」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二十条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十二年法律第六号)

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置 製造の事業
置法(昭和五十二年法律第六号)
第二十条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区

機械及び装置並びに
工場用の建物及びそ
の附属設備
及びその附属設備に
ついては、百分の十
(三)

第二十条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

第十二条の二第二項中「第十二条の二第一項本文」を「第十二条第一項本文」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条の三第一項中「前三条」を「第十一条又は前条」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同条第二項中「前三条」を「第十一条若しくは前条」に、「四分の一」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「第十二条の三第一項本文」を「第十二条の二第一項本文」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四第一項中「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条第二項中「第十二条の四第一項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十三条第一項中「四分の一」を「百分の二十」に、「三分の一」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「翌年以後二年間の各年における」を「翌年分の」に、「当該翌年以後二年間の各年のうち」を「その年の翌年において」に、「受ける年について」を「当該年」を「受ける場合には、当該翌年」に改め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十三条の三第二項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「五分の二」を「百分の三十二」に改め、同項第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の二第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「同項本文」とあるのは「第十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の二百」を「百分の百五十」に、「百分の二百五十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「所得税法の施行地において」を削り、「第十二条の二若しくは第十二条の四」を「第十二条若しくは第十三条の二」に改める。

三」に、「百分の百四十」を「百分の百二十」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の百四十」を「百分の百三十二」に改める。

第十六条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。

第十七条中「五分の三」を「百分の六十八」に改める。

第十八条第一項中「法人に対し」の下に「昭和六十年三月三十一日まで」を加える。

第二十条第一項中「千分の十七」を「千分の十三・六」に、「千分の二十三」を「千分の十八・四」に改める。

第二十条の二第一項の表の第二号中「百分の〇・五」を「百分の〇・二五」に改める。

第二十条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「十万分の四」を「十万分の二」に改める。

第二十条の四第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の三十五」を「百分の二十八」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第二十二条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二十三条第二項中「第二十一条第七項」を「第二十一条第六項」に改める。

第二十八条の三第三十一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改める。

第二十八条の五を削る。

第二十九条の見出し中「住宅等の譲渡を受け又はは」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「給

与所得者等」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者以下この条において「使用者」という。の法人税法第二十条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの(以下この条において「給与所得者等」という。))に改め、「住宅等」の下に「(土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で所得税法の施行地にあるものをいう。以下この条において同じ。)」を加え、「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九条の三の見出し中「恩給」を「恩給及び給与等とみなす年金」に改め、同条中「支払を受ける恩給(一時恩給を除く。）」については「恩給(一時恩給を除く。）」又は「所得税法第二十九条各号に掲げる年金の支払を受ける場合において」に改め、「当該恩給の額」の下に「又は当該年金の額」を加え、場合によっては、当該年金について、同法第八十三条第一項に改め、同条に次の三項を加える。

2 その年の前年において前項に規定する恩給又は年金の支払者を経由して所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書を含む。以下この条において同じ。))を提出している居住者がその年に当該支払者を経由して同法第九十四条第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき同項第二号から第七号までに掲げる事項がその年の前年に提出し

た同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項と異動がないときは、当該居住者は、当該支払者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けている場合に限る、大蔵省令で定めるところにより、これらの事項の記載に代え、当該異動がない旨を記載した同条第一項の規定による申告書を提出することが出来る。

3 前項の規定は、居住者が所得税法第九十五条第一項の規定による申告書を提出する場合について準用する。

4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により異動がない旨を記載した所得税法第九十五条第一項の規定による申告書又は同法第九十五条第一項の規定による申告書の提出があつた場合には、これらの申告書については、その年の前年において提出された同法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された事項と同一の記載があつたものとみなす。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」と及び「昭和五十年分の所得税については、百分の二十の税率を乗じて計算した金額」を削り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第二号中「二千万円」を「八千万円」に、「四百万円」を「八百万円」に、「四分の三」を「四分の二（租税特別措置法第三十一条第一項第三号ロ（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する課税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分の金額については、二分の一）に、うち二千万円」を「うち四千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超え八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

第一類第五号

大蔵委員会議録第九号

昭和五十五年三月四日

イ 八百万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額。

第三十一条の二第二項各号列記以外の部分中「同項第一号又は第二号」を「同項各号」に改め、同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下この号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額」を「八千万円以下である場合 前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに掲げる金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一（租税特別措置法第三十一条の二第二項第二号イ（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）に規定する一般課税長期譲渡所得金額のうち八千万円を超える部分の金額については、四分の三）と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第二項第四号イ中「千平方メートル

トル」の下に「（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）を加え、同項第六号中「第四項」を「次号及び第四項」に、「五十戸」を「二十五戸」に、「三十以上のものであること」を「十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること」に改め、同項に次の一号を加える。

七 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることが出来る権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することが出来る日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 住宅にあつては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）その他住宅の建築に関する法令に適合するもの

であると認められること。

第三十一条の二第三項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四項中「同項第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第六項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十一条の三第二項中「昭和五十四年分及び昭和五十五年分」を「昭和五十四年から昭和五十六年までの各年分」に、「第三十一条第一項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「第三十一条第一項各号の規定にかかわらず、同項第一号中」に、「が二千万円」とあるのは「が四千万円」と、「四百万円」を「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」と、「八百万円」に、「がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた」を「がないものとした」に、「二千万円を超える」を「四千万円を超える」に改め、「もの」とし、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十六年分の所得税については、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十五年分の所得税の例による」を削る。

第三十二条第一項中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」を削る。

第三十三条第一項第三号中「（昭和二十九年法律第九十九号）」を削り、「同法第七十四條第四項」を「大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項」に、「同法第九十條第二項」を「大都市地域住宅地供給促進法第九十條第二項」に改め、同項第八号中「（昭和二十五年法律第二百一十一号）」を削り、同条第三項第一号中「第三十七條の三」を「第三十七條の五」に改める。

第三十三条の六第二項中「第十二條の四」を「第十二條の三」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「及び第三十七条の四」を、「第三十七条の四及び第三十七条の五」に、「以下第三十七条の四」を「以下第三十七条の五」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改める。

第三十七条の五第二項中「租税特別措置法第三十七条の五第一項第一号」を「租税特別措置法第三十七条の六第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七条の六とする。

第三十七條の四中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「取得し」た資産の価額と交換譲渡資産」を「交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産」に、「（以下この条において「交換差金」という。」を「をいう。以下次条までにおいて同じ。」に改め、第二章第四節第八款中同条の次に次の一条を加える。

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十條の五　個人が、その有する資産で第三十七條第一項の表の第十一号の上欄に掲げる既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡所得（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條まで若しくは第三十七條の規定の適用を受けるもの又は贈与、

第三十七條第四項

第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの

前項に規定する政令で

政令で

第三十七條の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産

交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該譲渡をした土地等又は建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に建築された地上階数四以上の中高層の耐火共同住宅（主として住宅の用に供される建築物で政令で定められるものをい、当該建築物の敷地の用に供されている土地等を含む。）の全部又は一部の取得（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下この条において「買換資産」という。）を当該個人の事業の用若しくは居住の用（当該個人の親族の居住の用を含む。）に供したとき（当該期間内にこれらの用に供しなくなつたときを除く。）、又はこれらの用に供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合に於ては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合に於ては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2 第三十七条第四項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

						当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産	当該翌年中に同項に規定する買換資産（以下第三十七条の三までにおいて「買換資産」という。）
						当該資産	当該買換資産
						同じ。に当該各号の下欄に掲げる資産	同じ。に当該買換資産
						資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に	買換資産を当該個人の第三十七条の五第一項に規定する事業の用又は居住の用に
						第一項中	同項中
						第一項（前二項において準用する場合	第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定
						第一項の資産	第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産
						第一項	第三十七条の五第一項
						第六項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第六項
						同条第七項	第三十三条第七項
						前条第一項	第三十七条の五第一項
						同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に	当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に
						前条第四項において準用する同条第一項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定により第三十七条の五第一項
						同条第四項	同条第二項において準用する第三十七条第四項
						前条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する

第三十七條の二第 四項	事業の用又は居住の用	第三十七條の二第二項 第三十七條の二第二項 第三十七條の二第二項
第三十七條の三第 一項	事業の用	第三十七條の五第二項 第三十七條の五第二項 第三十七條の五第二項
第三十七條の三第 二項	事業の用又は居住の用	第三十七條の五第二項 第三十七條の五第二項 第三十七條の五第二項

3 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と買換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において「交換」という。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項並びに前項の規定により読み替えて準用する第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び第三十七條の三の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をし

たものとみなす。

第四十條の二中「個人が」の下に、「昭和五十七年十二月三十一日までに」を加える。

第四十一條第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「政令で定めるものの新築」を「政令で定めるもの（以下次項までにおいて「新築住宅」という。）の建築」に、「新築された当該家屋の新築」を「新築住宅で建築」に、「取得」を「取得」に、「除く」をして「を（除く）」をし、若しくは既存住宅（住宅の用に供する家屋のうちその譲渡をする者が居住の用に供していたことがあるもので政令で定めるものをいう。次項において同じ。）の取得（贈与によるもの及びその取得をした日以前一年以内に自己の所有する住宅の用に供する家屋（店舗その他の用に供される部分があるものを含む。）に居住していたことがある者による取得を除く。）をして「に改め、（供した場合には、）の下のに「その者の」を加え、（所得税の額から、これらの家屋の政令で定める床面積に三・三平方メートル当たり千円として計算した金額（その金額が三万円を超える場合には、三万円）を「うち、その年分の所得税に係るその年の所得税法第二條第一項第三十号の

合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）が八百万円以下である年分については、その年分の所得税の額から、一万七千円に改め、同条第二項中「同項に規定する家屋の新築工事」を「同項の新築住宅若しくは既存住宅の建築工事」に、「当該家屋の新築工事」を「当該新築住宅の建築工事」に、「取得した当該家屋」を「取得した当該新築住宅」に、「新築工事の請負代金」を「建築工事の請負代金」に改め、同条第三項中「建築基準法第六條第三項の規定による通知書の写し」を「登記簿の抄本」に改め、同条第四項中「通知書の写し」を「登記簿の抄本」に改める。

第四十一條の二第二項中「受けようとする旨」の下に、「その年の合計所得金額の見積額」を加え、同条第二項中「提出しなければならない」の下に「ものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超えるときは提出することができないものとする」を加える。

第四十一條の三第一項及び第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「次に」を「住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得を目的とするもののうち、次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 三年以上の期間（以下次条までにおいて「積立期間」という。）にわたつて定期に積立て等をするものであること。

第四十一條の三第三項第三号を同項第六号とし、同項第二号中「相当する金額」の下に「（当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍（積立て等をした金額を貸付金の返済又は賦払に充てるものである場合には、三・五倍）に相当する金額を超える場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額）」を加え、同号イ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ロ中「金融機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす」を「金融機関（第二十九條第二項に規定する政令で定める者を含む。以下この号において同じ。）から」に改め、同号ハ及び同号ニ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ホ中「で第一項第四号に掲げる要件を満たすもの」及び「同号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ヘ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が十年以上であり、かつ、その利率（賦払の方法によるものについては、政令で定めるところにより計算した割合）が政令で定める率以下であること。

五 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積であること。

第四十一條の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 積立期間中に積立て等をした金額（当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む。）は、住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得のための対価の一部（以下この条において「頭金」という。）に充てられるか、又は当該取得後において、契約により定められた預入期間（据置期間を含む。）若しくは信託期間が満了し、若しくは償還期限が到来する場合においては、当該満了若しくは到来の時において次号の貸付金の返済又は賦払に充てられるものであること。

第四十一條の三第三項に次の一号を加え、同項を同条第一項とする。

七 その他政令で定める要件

第四十一條の三第四項の前に次の二項を加える。

二 この款において「旧住宅貯蓄契約」、「旧財形住宅貯蓄契約」及び「旧長期財形住宅貯蓄契約」とは、居住者が昭和五十七年十二月三十一日までに締結した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号、第四十一條の六第一項において「昭和五十五年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第四十一條の三第一項、第三項及び第四項に規定する住宅貯蓄契約、財形住宅貯蓄契約及び長期財形

第一類第五号 大蔵委員会議録第九号 昭和五十五年三月四日

住宅貯蓄契約をいう。

3 この款において「住宅貯蓄契約」とは、財形住宅貯蓄契約及び旧住宅貯蓄契約をいう。

第四十一条の第三項中「財形住宅貯蓄契約以外」を「財形住宅貯蓄契約（旧財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。）以外」に改める。

第四十一条の第四項中「昭和四十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約」を、「旧住宅貯蓄契約又は昭和五十六年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの間に締結した財形住宅貯蓄契約」に改め、「長期財形住宅貯蓄契約」の下に「旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。」を加え、「年分の所得税法第九十二条第一項」を「年分（その年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号のその年の合計所得金額（以下第四十一条の七までにおいて「合計所得金額」という。）が八百万円以下である年分に限るものとし、第四十一条第一項又は第四十一条の第二項の規定による控除を受ける年分を除く。）の同法第九十二条第一項」に改め、同項第一号中「当該住宅貯蓄契約」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約」に改め、同項第二号中「当該住宅貯蓄契約」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約」に改め、「以外」の財形住宅貯蓄契約の下に「（旧財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加える。

第四十一条の第五項中「受けようとする旨」の下に「その年の合計所得金額の見積額」を加え、「添付」を「添付」に改め、同条第二項中「提出しなければならぬ」の下に「ものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超える場合その他政令で定める場合には提出することができないものとする」を加える。

第四十一条の六第一項中「（財形住宅貯蓄契約の下に（旧財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加え、「第四十一条の第三項第二号」を「第四十一条の第三項第三号」に改め、「履行につき」の

下に「財形住宅貯蓄契約にあつては第四十一条の第三項各号に掲げる要件又は同条第四項に規定する要件に、旧住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法を、「（長期財形住宅貯蓄契約）の下に（旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。）」を加え、「同項」を「第四十一条の第三項」に、「同条第三項各号」を「長期財形住宅貯蓄契約にあつては同条第一項各号に掲げる要件を、旧長期財形住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第四十一条の第三項各号」に、「長期財形住宅貯蓄契約以外の財形住宅貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約（旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。）以外」の財形住宅貯蓄契約を含む。に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者がその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかった場合における前項の規定の適用については、その者に係る同項の住宅貯蓄年末調整控除額はなかつたものとする。

第四十一条の七第二項中「居住者」の下に「又は住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者でその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかった者」を、「住宅貯蓄控除の額」の下に「又はその年分の所得税額から住宅貯蓄控除を受けなかったこととなつた旨」を、「当該住宅貯蓄控除」の下に「又は当該控除を受けなかったこととなつた住宅貯蓄年末調整控除額」を加える。

第四十一条の八第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「（昭和五十二年四月一日から

同年十二月三十一日までの間に発行されたものについては、百分の十二。以下この条において同じ。）を削り、同条第二項、第三項、第五項及び第六項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。第四十一条の十五中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、第二章第六節中同条の次に次の一条を加える。

（少額公債の利子の非課税に係る罰則）

第四十一条の十六 所得税を免れる目的で、少額公債の購入をする者の少額貯蓄等利用者カード（第四条第四項に規定する少額貯蓄等利用者カードをいう。）以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に同条第五項において準用する所得税法第十條第三項又は第四項の規定による確認を受けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 前項に規定する人格のない社団等について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

4 第二項に規定する人格のない社団等は、法人とみなして、同項の規定を適用する。
第四十二条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「次条から」を「次条第四十五条から」に改める。

第四十三條第一項の表の第一号中「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同表の第二号から第四号までの規定中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第五号中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「又は著しく」を「若しくは著しく」に、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「六分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第九号中「商店街振興組合連合会」の下に「環境衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）若しくは環境衛生同業小組合」を、「認定を受けた高度化事業計画」の下に「若しくは環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画」を加え、「十分の一」を「百分の八」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 削除
第四十五條第一項中「前二条又はこれらの規定」を「第四十三條又は同条の規定」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十七」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表を同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号

の次に次の一号を加える。

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
百分の二十五（建物及びその附属設備については、百分の十三）

第四十五条の二第一項中「前三条」を「第四十三條若しくは前条」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同条第三項中「前三条」を「第四十三條、前条」に、「四分の一」を「百分の二十五」に改める。

第四十五条の三第一項中「第四十三條から前条まで」を「第四十三條、第四十五條若しくは前条」に改める。

第四十五条の四第一項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に、「五分の二」を「百分の三十二」に改め、同項第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に、「四分の一」を「百分の二十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に改める。

第四十七条第一項中「百分の百」を「百分の五十」に、「百分の百五十」を「百分の七十五」に改め、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「法人税法の施行地において」を削り、「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

第四十八条第一項中「五分の二」を「百分の三十二」（同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設については、百分の四十）に改め、同項の表の第二号及び第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同表の第四号を削る。

第四十九条第一項中「第四十三條から」を「第四十三條若しくは第四十五條から」に改め、同条

第二項中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。

第五十条第一項中「第四十三條から第四十五條まで」を「第四十三條若しくは第四十五條」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「三分の一」を「百分の二十七」に改める。

第五十一条第一項中「三分の一」を「百分の十七」に、「五分の二」を「百分の十六」に、「十分の一」を「百分の八」に改め、同条第二項中「第四十三條から」を「第四十三條、第四十五條から」に改める。

第五十一条の二第二項中「第四十三條から」を「第四十三條若しくは第四十五條から」に改める。

第五十二条第一項中「法人に対し」の下に「昭和六十年三月三十一日までに」を加える。

第五十二条の二第二項中「第四十三條から」を「第四十三條又は第四十五條から」に改め、同条第二項中「三年」を「一年」に、「第四十三條から」を「第四十三條又は第四十五條から」に改め、「第四十四條又は」を削り、「以下この条」を「次項」に、「当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度まで」を「当該事業年度前」に改め、同条第三項中「第四十三條から」を「第四十三條又は第四十五條から」に改める。

第五十二条の三第三項中「第四十三條から」を「第四十三條又は第四十五條から」に改め、同条第二項中「三年」を「一年」に改め、同条第三項中「第四十四條又は」を削る。

第五十二条の四「五分の三」を「百分の六十八」に改める。

第五十四条第一項中「十億円」を「五億円」に、「千分の八・二」を「千分の六・六」に、「千分の十七」を「千分の十三・六」に、「千分の十一・二」を「千分の九」に、「千分の二十三」を「千分の十八・四」に改め、同条第六項中「第一項に規定する」を「第一項の規定の適用を受けた」に改める。

第五十五条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「特定海外工事業契約の相手方である特定法人その他これに準ずるものとして政令で定める特定法人の当該株式等で当該契約に係る長期工事につき次項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている事業年度において取得したものを除く」を削り、「第一号又は第二号」を「第一号から第四号まで」に、「第三項第九号ハ」を「次項第十一号ハ」に改める。

三 特定海外経済協力事業法人（第六号から第九号までに掲げる法人に該当するものを除く。）
四 特定海外経済協力投資法人（第七号又は第九号に掲げる法人に該当するものを除く。）

第五十五条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前項」に改め、同項第十五号を削り、同項第十四号イ中「第一項の表の第一号」を「前項の表の第一号又は第三号」に、「同項」を「同表の第一号又は第三号」に改め、同項ロ中「第一項の表の第二号」を「前項の表の第二号又は第四号」に、「同項」を「同表の第二号又は第四号」に改め、同項を同項第十六号とし、同項第十三号中「第一項」を「前項」に、「第四号」を「第六号」に改め、同項を同項第十五号とし、同項第十二号中「第四号」を「第六号」に、「第一項」を「前項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項を同項第十四号とし、同項第十一号中「第一項」を「前項」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項を同項第十三号とし、同項第十号中「第十三号」を「第十五号」に、「第一項に規定する」を「前

に、「同表の第一号の上欄」を「同表の第一号又は第三号の上欄」に、「同表の第二号の上欄」を「同表の第二号又は第四号の上欄」に改め、同項の表の第一号中「第四号から第七号まで」を「第三号又は第六号から第九号まで」に、「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同表の第二号中「第五号又は第七号」を「第四号、第七号又は第九号」に、「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同表の第七号を同表の第九号とし、同表の第六号を同表の第八号とし、同表の第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同表を同表の第七号とし、同表の第四号中「第六号」を「第八号」に改め、同表を同表の第六号とし、同表の第三号を同表の第五号とし、同表の第二号の次に次の二号を加える。

三 特定海外経済協力事業法人（第六号から第九号までに掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資株式等又は購入株式等	百分の二十五
四 特定海外経済協力投資法人（第七号又は第九号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資株式等	百分の二十五

項に規定する」に改め、同項を同項第十一号とし、同項第九号中「第一項」を「前項」に改め、同項を同項第十一号とし、同項第八号中「第五号」を「第七号」に、「第四号」を「第六号」に改め、同項を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同項を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同項を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「第十号及び第十三号」を「第十二号及び第十五号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加え、同項を同条第二項とする。
三 特定海外経済協力事業法人 第一号の特定海外事業法人のうち、現に行っている事業が日本国と当該特定海外事業法人の本店又は主

たる事務所の所在する国との間の経済協力の推進に著しく寄与する事業に限られているものとして政令で定めるものをいう。

四 特定海外経済協力投資法人 第二号の特定投資法人のうち、現に行つている事業が主として前号の特定海外経済協力事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業であるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第四項中「又は第二項」及び「又は特定海外工事」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「又は第二項」を削り、「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「第三項第十一号」を「第二項第十三号」に改め、同項第二号中「第三項第十四号」を「第二項第十六号」に改め、「第一号」の下に「若しくは第三号」を、「第二号」の下に「若しくは第四号」を加え、同項第三号イ中「第四号又は第五号」を「第六号又は第七号」に、「百分の六十一・五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第六号又は第七号」を「第八号又は第九号」に、「百分の八十五」を「百分の八十八」に改め、同号に次のように加える。

ハ 第一項の表の第六号又は第七号の上欄に掲げる法人が同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合、その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の三十七・五に相当する金額

ニ 第一項の表の第八号又は第九号の上欄に掲げる法人が同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合、その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の七十五に相当する金額

第五十五条第五項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「又は特定海外工

事」及び「又は当該特定海外工事」を削り、同号を同項第七号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は第二項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「又は第二項」を削り、「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は第二項」及び「又は特定海外工事に係る資産」を削り、同項を同条第十項とする。

第五十六条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同条第二項第五号及び第三項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第四項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第七項」を「前条第三項及び第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第五十六条の二第一項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第五十六条の四第一項中「五分の一」を「百分の十」に改める。

第五十六条の五第一項及び第五十六条の六第一項中「五分の一」を「百分の十六」に改める。

第五十六条の七第一項第一号及び第二号中「三十六万円」を「二十八万八千円」に改める。

第五十六条の九第一項の表の第二号中「百分の〇・五」を「百分の〇・二五」に改める。

第五十六条の十第一項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内の日を含む」を「昭和五十五年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のイからホまでに掲げる事業年度の区分

に及び、当該事業年度における株式の売買による利益の額として政令で定める金額に次のイからホまでに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の三十

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の二十五

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の二十

ニ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の十五

ホ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の十二・五

二 次のイからホまでに掲げる事業年度の区分に及び、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額に次のイからホまでに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の十二

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の十

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の八

ニ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の六

ホ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度百分の五

第五十六条の十第八項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内の日を含む」を「昭和五十五年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する」に改める。

第五十七条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「加算した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加え、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「十万分の四」を「十万分の二」に改める。

第五十七条の三第一項第八号中「昭和五十二年法律第六十四号」を削る。

第五十七条の四第二項中「全損（経済的に全損と認められるものを含む）」を「損害」に定める。

第五十七条の五中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十六」に改める。

第五十八条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「百分の三十五」を「百分の二十八」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「又は第六項」を削り、「これらの規定により」を「同項の規定により」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の二第一項及び第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十八条の三第三項中「第五十八条第七項」を「第五十八条第六項」に改める。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「二分一」を「百分の四十」に改め、「（当該法人が第六十六条第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」を削り、同項第一号中「二分の一控除対象

額」を「百分の四十控除対象額」に、「二分の一」

を「百分の四十」に、「三分の一」を「百分の二十

七」に、「四分の一」を「百分の二十」に、「五分

の一」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「三

分の一控除対象額」を「百分の二十七控除対象額」

に、「三分の一」を「百分の二十七」に、「四分の一

一」を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の

十六」に改め、同項第三号中「四分の一控除対象

額」を「百分の二十控除対象額」に、「四分の一」

を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の十六

に改め、同項第四号中「五分の一」を「百分の十

六」に改める。

第六十三条第一項第四号中「第六十六条第一項

の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、「こ

える」を「超える」に、「附する」を「付する」に

第三章第七節の節名を次のように改める。

第七節 現物出資の場合の課税の特例

第六十六条及び第六十六条の二を次のように改

める。

第六十六条及び第六十六条の二 削除

第六十六条の三の見出し中「現物出資した」を

「現物出資の」に改め、同条第一項中「次の各号

に掲げる法人で青色申告書を提出するものが」を

「法人（清算中の法人を除く。以下この条におい

て同じ。）で青色申告書を提出するもののうち次の

各号に掲げるものが」に改め、同項第一号及び第

二号を削り、同項第三号中「昭和五十五年三月三

十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、

同号を同項第一号とし、同項第四号中「昭和五十

五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一

日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項

第七十一条 削除

第七十四条の三中「昭和五十五年三月三十一日」

を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十五条の二を削る。

第七十六条の見出し中「免稅等」を「税率の輕

減」に改め、同条第一項中「昭和五十五年四月一

日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和

五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日

まで」に、「当該登記については」を「これらの登

記に係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を

課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかか

わらず、所有権の保存の登記にあつては百分の一

とし、所有権の移転の登記にあつては百分の三と

する」に改め、同条第二項中「昭和五十五年四月

一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭

和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一

第七十八条の四第三項第二号中「第二十九条第

一号」の下に「又は林業等振興資金通暫定措置

法（昭和五十四年法律第五十一号）第六條第二号」

を加える。

第七十九条の見出し中「外航船舶の保存登記又

は抵当権の設定登記」を「特定の外航船舶等の所

有権の保存登記等」に改め、同条第一項を次のよ

うに改める。

海上運送業を営む者が政令で定めるものが昭

和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十

一日までの間に新造する外航船舶建造融資利子

補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号）第

二条に規定する外航船舶（事業の用に供された

ことのないものに限る。）で、その建造につき同

法第三条に規定する利子補給契約が締結された

第八十一条の二第二項中「森林組合合併助成法」の下に「昭和三十八年法律第五十六号」を加え、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第八十二条第一項中「次の各号に」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」の間に取得した電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は家屋に関する次に「改め、(第二号に掲げる事項について)の登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより同号に規定する権利の取得の日以後一年以内に受けるものに限る。」を削り、「税率は」の下に「大蔵省令で定めるところにより次の各号の権利の取得の日以後一年以内に登記を受けるものに限る」を加え、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 所有権の保存 千分の二
- 二 地上権又は賃借権の設定(これらの権利の移転を含む) 千分の八
- 三 所有権の移転 千分の十六

第八十二条第二項を削る。

第八十三条及び第八十四条を次のように改める。

第八十三条及び第八十四条 削除
第九十条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。
第九十条の六第一項及び第九十条の七第一項中「昭和五十五年四月三十日」を「昭和五十八年四月三十日」に改める。

本則に次の一条を加える。

(離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率の軽減)

第九十五条 離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃に係る通行税の税率は、通行税法第二条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 前項の規定する離島航空路線とは、航空法第二条第十七項に規定する定期航空運送事業に係る路線(これに準ずるものを含む。)のうち、離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規

定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の地域内の地点と当該離島の地域外の地点との間を結ぶもので政令で定めるものをいう。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(第四十一条の十五)を、第四十一条の十六に改める部分に限る。、第四章に七項を加える改正規定及び第二章第六節に一条を加える改正規定 昭和五十八年一月一日
- 二 第二十九条、第二十九条の三及び第四十一条の七までの改正規定並びに附則第十一条から第十四条までの規定 昭和五十六年一月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)
第三条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)
第四条 新法第四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入信託若しくは購入又は払込み(以下この条において「預入等」という。)をする同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用し、施行日前に預入等をされた旧法第四条の二第一項に規定

する財産形成貯蓄については、なお従前の例による。

2 旧法第四条の二第二項に規定する勤労者が、施行日前に預入等をした同項に規定する財産形成貯蓄で新法の施行の際同条に規定する要件を満たすものを有する場合に、当該財産形成貯蓄については、その者が施行日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

(配当所得に関する経過措置)
第五条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(特定の森林組合の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)
第六条 旧法第九条の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける旧法第九条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「森林組合(清算中のものを除く。)」とあるのは「森林組合(清算中のものを除く。)」のうち租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。)附則第六条第二項に規定する政令で定め

るもので」と、「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四条第二項の」とあるのは「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)
第七条 新法第十一条の表の第一号から第七号までの規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号から第七号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十一条の表の第八号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化学事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十一条第一項の表の第八号に規定する認定を受けた高度化学事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第十二条から第十三条の二まで、第十六条、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。)附則第七條第三項」と、新法第十二条の二第二項中「又は前条」とあるのは「前条又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、同条第二項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十二条の三第一

る昭和五十五年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数（以下この項において「その年の月数」という。）で除して計算した金額の千分の十七に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十三・六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の二十三に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十八・四に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九号 個人の昭和五十五年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）とあるのは「昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号）に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同年四月一日から同年十二月

三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

（認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第十号 旧法第二十八条の五第一項に規定する認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた同項に規定する純損失の金額については、なお従前の例による。

（給与所得者等が住宅等の譲渡を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第十一号 旧法第二十九条第一項に規定する給与所得者等が、昭和五十五年十二月三十一日まで、同項に規定する使用者の有する同項に規定する住宅等を使用する地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

（恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十二号 居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第二十九条の三に規定する恩給に係る所得税法第八十三条第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第十三号 新法第四十一条第一項並びに新法第四十一条の二第一項及び第二項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十六年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十五年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以前の所得税については、なお従前の

の例による。

2 居住者が、昭和五十四年分又は昭和五十五年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は旧法第四十一条の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合におけるその者の昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税については、旧法第四十一条第一項中「所得税の額」とあるのは「うち、その年の分の所得税に係るその年の所得税法第二条第二項第三号の合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）が八百万円以下である年分については、その年の分の所得税の額」と、旧法第四十一条の二第一項中「受けようとする旨」とあるのは「受けようとする旨、その年の合計所得金額の見積額」と、同条第二項中「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならないものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超えるときは提出することができないものとする」として、旧法第四十一条第一項並びに旧法第四十一条の二第一項及び第二項の規定の例による。

（住宅貯蓄控除に関する経過措置）

第十四号 昭和五十五年十二月三十一日までに締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する住宅貯蓄契約に係る同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第十五号 昭和五十五年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二に規定する割引債に係る所得税については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十六号 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十七号 新法第四十三条第一項の表の第一号から第八号までの規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第八号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化事業計画又は振興計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十五条から第四十六条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「若しくは第五十一条の二」とあるのは「第五十一条の二若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条第一項中「又は同条の規定」とあるのは「若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項又はこれらの規定」と、新法第四十五条の二第一項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、「同条第三項中「若しくは第一項」とあるのは「第一項若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条の三第一項中「若しくは前条」とある

のは、「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条の四第一項及び第四十六条第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十九条第一項中「若しくは第四十五条から第四十五条の三まで」とあるのは、「第四十五条から第四十五条の三まで若しくは昭和五十年改正法附則第十七条第三項」と、新法第五十条第一項中「若しくは第四十五条」とあるのは、「第四十五条若しくは昭和五十五年改正法附則第四十五条」である。

供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五条第一項の表の第四号又は第五号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第四号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第五号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

ついては、同頁中「百分の三十二」とあるのは「五分の二」とする。

以後に取得（改良を含む。）又は建設をする同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物については、なお従前の例による。

この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において新法第五十二条の第三項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

18 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十八条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和五十五年改正法の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二(当該事業年度終了の時に資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。))については、千分の十七)に相当する金額」と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で計算した金額の千分の九(中小法人については、千分の十八・四)に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 当該事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が五億円を超え、かつ、十億円以下である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

3 前項の規定により積み立てられた旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 新法第五十五条及び第五十六条の規定は、法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等並びに施行日前に締結した旧法第五十五条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

6 新法第五十六条の四第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額(同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第五十六条の四第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7 新法第五十六条の五第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額(同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第五十六条の五第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 新法第五十六条の六第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額(同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第五十六条の六第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十三万六千円」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十九条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八(次項第三号)とあるのは、「当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。))に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

(合併の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十号 旧法第六十六条第一項第一号の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条第一項第二号に規定する中小漁業者が施行日前に漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第五条第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条第一項第三号に規定する法人で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めらるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六条及び第六十六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において

て、旧法第六十六条第一項第一号中「森林組合」とあるのは「森林組合のうち昭和五十五年改正法附則第二十条第四項に規定する政令で定めるもの」と、森林組合合併助成法第四條第二項の「とあるのは「森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該」とする。

5 旧法第六十六条第一項第二号に規定する中小漁業者で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に漁業再建整備特別措置法第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者（昭和五十五年改正法附則第二十条第五項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、旧法第六十六条の規定の例による。

6 旧法第六十六条第一項第三号に規定する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けて合併をする場合における法人税については、同号中「卸売の業務を行う法人で、」とあるのは「卸売の業務を行う法人で、昭和五十五年改正法附則第二十条第六項に規定する政令で定めるもののうち」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「同法」とあるのは「卸売市場法」として、同条の規定の例による。

7 第四項の規定の適用がある場合における新法第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、新法第六十一条第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度（当該法人が昭和五十五年改正法附則第二十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条第一

項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、新法第六十三条第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十五年改正法附則第二十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

8 第五項又は第六項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併（昭和五十五年改正法附則第二十条第五項又は第六項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

第二十一条 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の三第一項第二号に規定する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者（昭和五十五年改正法附則第二十一条第三項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第四條第一項」とあるのは「中小企業近代化促進法第四條第一項」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第四項中「第六十六条の三」とあるのは、「第六十六条の三（昭和五十五年改正法附則第二十一条第三項を含む。）」とする。

（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十二條 旧法第六十八條の二各号に掲げる法人の当該各号に掲げる各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第七十條の七の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十條の七第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上で十分の五未満であるものがある場合には、税務署長は、施行日以後に納期が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）までに政令で定めるところによりされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同条第一項の規定に準じて当該分納税額を変更することができ

係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

4 施行日前に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した旧法第七十一条第一項に規定する国債、地方債若しくは社債（以下この項において「借換国債等」という。）に係る相続税又は施行日において借換国債等を有する者から相続若しくは遺贈により取得した当該借換国債等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 旧法第七十五條の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日前に新築し、又は取得した同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六條に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する交換により取得する同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条に規定する農地、採草放牧地又は開闢して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の三に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開闢して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例に

5 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得するこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十二」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の九
二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の六
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日までの期間	千分の九
四 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。次号において「昭和五十四年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間	千分の九

五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十四年改正法の施行の前日に取得した土地 施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間 | 千分の六 |

8 新法第七十八条の四第三項第二号の規定は、林業信用基金が施行日以後に同号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の四第三項第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた当該登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第八十一条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を受ける森林組合が、合併をする場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十一条の二第二項に規定する認定を受けた森林組合が、合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十二条第一項に規定する会社が施行日前に行つた資本の増加又は施行日前に取得した同項第二号に規定する土地若しくは家屋に関する同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十四条に規定する会社が施行日前に行つた同条に規定する資本の増加についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（通行税の特例に関する経過措置）

第二十五条 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項の表以外の部分中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項の表中「昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度」「百分の三十」及び「百分の十二」を削る。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條中第十四項を第十五項とし、第六項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十五号）による改正後の租税特別措置法（以下この項、附則第十四条第六項及び第十八条第六項において「昭和五十五年新法」という。）第十二条から第十二条の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前

又は第二項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。
(中小企業近代化促進法の一部改正)

第三十一条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「法人税又は」を削る。

(卸売市場法の一部改正)

第三十二条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条第二項とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第三十三条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「租税特別措置法第五十五条第三項第一号」を「租税特別措置法第五十五条第二項第一号」に改める。

第二十一条第一項中「第六十六条」を削る。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正)
第三十四条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

理由

最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、トラックターミナルの荷扱場等の割増償却の廃止、技術等海外取引に係る所得控除率の引下げ、特定設備等の特別償却率の引下げ及び中小企業等海外市場開拓準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の

整理合理化を行うほか、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税の特例の適用に係る期限の廃止、既成市街地等内に中高層耐火共同住宅を建設するための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の創設等土地税制についての改善を図るとともに、少額公債の利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。